

# 道路管理組合規約

制定 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
変更 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本組合は、私道の舗装整備事業に関する鎌ヶ谷市長への申請及び舗装等の維持管理等を行い、地域及び生活環境の向上を図ることを目的とする。

### (名称)

第2条 本組合は、\_\_\_\_\_ 道路管理組合と称する。

### (事業)

第3条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の各号の事業を行う。

- (1) 鎌ヶ谷市\_\_\_\_\_ (以下「当該地域内」という。) の私道の舗装整備事業に関する鎌ヶ谷市長への申請。
- (2) 当該地域内の私道の舗装等の維持管理。
- (3) 前各号の事業に付帯する業務。

### (事務所)

第4条 組合の事務所は、組合長宅に置く。

## 第2章 組合員

### (組合員の資格)

第5条 本組合の組合員は、この規約に署名・押印をもって同意した当該地域内の土地建物の所有者及び居住者等、並びに第6条の規定により新たに加入した者とする。

(加入)

第6条 本組合に加入の申し込みがあったときは、役員会においてその承認を得て決定する。

(組合員の義務)

第7条 組合員は、本規約及び総会の決議等を順守しなければならない。

(脱退)

第8条 組合員は、第5条の規定に該当しなくなった場合、役員会の承認を得て組合を脱退することができる。

(除名)

第9条 本組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決によって除名することができる。

(1) 故意に組合費の支払い、その他本組合に対する義務を怠ったとき。

(2) 本組合の事業を妨害又は妨げようとしたとき。

(3) 本組合の事業について、不正の行為をしたとき。

2 第1項の場合において、本組合は総会の開催\_\_\_\_\_日前までに除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

3 第1項の議決は、出席組合員数の\_\_\_\_\_分の\_\_\_\_\_以上の同意を必要とする。ただし、利害関係を有する組合員は、議決権を行使できない。

4 本組合は、除名の議決があったときは、除名の理由を明らかにして、その旨を書面にて除名された組合員へ通知するものとする。

## 第3章 運営

### (事業年度)

第10条 本組合の事業年度は、毎年\_\_\_\_月\_\_\_\_日から翌年\_\_\_\_月\_\_\_\_日までとする。

2 組合は、事業年度毎に予算を決定し、これに基づき運営する。

### (組合費)

第11条 本組合の運営費用は、組合費をもってこれにあてる。

2 組合員は、本組合費 1 (戸・世帯) につき 1 (月・年) 円を本組合に納入する。

3 組合費は、総会の決定により、臨時徴収することができる。

4 組合費の徴収及びその他の必要な事項については、総会において決定する。

## 第4章 機関

### (役員)

第12条 本組合に、次の各号の役員を置く。

- |          |       |       |
|----------|-------|-------|
| (1) 組合長  | ____名 | _____ |
| (2) 副組合長 | ____名 | _____ |
| (3) 会計   | ____名 | _____ |
| (4) 監査   | ____名 | _____ |

### (役員の選出)

第13条 役員は、総会において選出する。

### (役員の任期)

第14条 役員の任期は\_\_\_\_年とする。ただし、再任を妨げない。

2 第1項の役員が欠けた場合における補欠役員の任期は、前任者の残

任期間とする。

(職務)

- 第15条 組合長は、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。
- 2 副組合長は、組合長を補佐し、組合長に事故あるときは、その職務を代行する。
  - 3 会計は、本組合の会計事務をつかさどる。
  - 4 監査は、本組合の業務執行を監査し、その結果を総会で報告する。

(総会)

- 第16条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。
- 2 定期総会は、毎事業年度終了後 \_\_\_\_\_ 日以内に開催しなければならない。
  - 3 臨時総会は、役員会が必要と認めたとき又は組合員の \_\_\_\_\_ 分の \_\_\_\_\_ 以上の請求があったときを開催する。
  - 4 組合長は、総会を招集するとき、少なくとも総会の議事内容、日時及び場所を記載した書面を組合員に通知するものとする。

(議決事項)

第17条 総会は、この規約に定めるもののほか、次の各号の事項を決定する。

- (1) 規約の改正。
- (2) 細則の制定及び変更。
- (3) 事業計画（予算を含む。）の決定及び変更。
- (4) 決算の報告及び承認。
- (5) 監査の報告。
- (6) その他必要な事項。

(総会の運営)

第18条 総会は、組合員の \_\_\_\_\_ 分の \_\_\_\_\_ 以上の出席（委任状を含む。）をもって成立する。

- 2 議長は、総会に出席した組合員の中から選出する。
- 3 総会の議決は、出席組合員の\_\_\_\_分の\_\_\_\_以上の同意で決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 組合員は、あらかじめ組合長からの通知があった事項について、書面、家族の出席又は議長への委任をもって議決権を行使することができる。

(役員会)

- 第19条 役員会は、組合長、副組合長及び会計をもって構成する。
- 2 役員は、必要と認めるときは、いつでも組合長に対し役員会を招集することを請求することができる。
  - 3 役員会は、役員の\_\_\_\_分の\_\_\_\_以上の出席をもって成立し、議決は、出席役員の\_\_\_\_分の\_\_\_\_以上の同意をもって決する。ただし、可否同数のときは、組合長の決するところによる。
  - 4 役員会は、本規約で定めるもののほか、次の各号の事項を決定する。
    - (1) 総会に提出する議案の作成。
    - (2) その他本組合の業務の執行に関する事項で、役員会が必要と認める事項。

第5章 雜則

(転入加入)

- 第20条 私道舗装整備後、当該地域内に転入し当該私道を利用する場合は、原則として本組合に加入するものとする。

(規約・代表者変更届)

- 第21条 本組合は、規約、細則又は代表者に変更があったとき、所定の様式にて鎌ヶ谷市長に届け出るものとする。

(組合の解散)

第22条 本組合は、私道を市道へ移管した場合、解散するものとする。  
2 解散時において、剰余金がある場合は、総会の議決を経て組合員に分配するものとする。

(補則)

第23条 この規約に定めるもののほか、本組合運営に関し必要な事項は、別に細則で定める。

(附則)

この規約は、\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日より施行する。

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日現在  
道路管理組合 組合員名簿

本道路管理組合規約に同意し、併せて私道の舗装整備事業の施行及び舗装等の維持管理について承諾し、署名・押印いたします。